

令和6年度

佐伯市公営企業会計

決算に係る資金不足比率審査意見書

大島航路事業

蒲江・深島航路事業

地方卸売市場事業

水道事業

下水道事業

佐伯市監査委員



佐 監 第 44 号
令和 7 年 8 月 5 日

佐伯市長 富 高 国 子 様

佐伯市監査委員 丸 山 京一郎

佐伯市監査委員 大 野 達 也

令和 6 年度佐伯市公営企業会計決算に係る資金不足比率審査意見に
ついて

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき審査に付された令和 6 年度佐伯市公営企業会計（大島航路事業、蒲江・深島航路事業、地方卸売市場事業、水道事業、下水道事業）決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

令和6年度佐伯市公営企業会計決算に係る資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

令和6年度佐伯市大島航路事業会計決算に係る資金不足比率
令和6年度佐伯市蒲江・深島航路事業会計決算に係る資金不足比率
令和6年度佐伯市地方卸売市場事業会計決算に係る資金不足比率
令和6年度佐伯市水道事業会計決算に係る資金不足比率
令和6年度佐伯市下水道事業会計決算に係る資金不足比率

第2 審査の期間

令和7年6月9日から令和7年8月5日まで

第3 審査の方法

審査にあたっては、市長から審査に付された令和6年度佐伯市公営企業会計決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に準拠し適正に作成されているかを確認するとともに、関係職員に説明を求め計数の分析を行い審査した。

第4 審査の結果

審査に付された次表の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：％)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
大 島 航 路 事 業 会 計	—	20.0
蒲 江 ・ 深 島 航 路 事 業 会 計	—	20.0
地 方 卸 売 市 場 事 業 会 計	—	20.0
水 道 事 業 会 計	—	20.0
下 水 道 事 業 会 計	—	20.0

※ 表中の「—」は、当該比率がない（資金の不足額がない）ことを示す。

第5 意 見

令和6年度決算に係る資金不足比率は、すべての会計において資金の不足額がないため当該比率がなく、良好な状態にあると認められる。